

令和4年度第2回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

令和4年12月12日

保健福祉部保険年金課

令和4年度第2回昭島市国民健康保険運営協議会

令和4年12月12日（月）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開会

2. 報告

- (1) 令和3年度昭島市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 令和4年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

3. 議題

- (1) 昭島市国民健康保険税の税率について（諮問）

4. その他

出席委員（9名）

委員	員	下田初穂君	委員	員	石原正昭君
委員	員	小林基久君	委員	員	山川博生君
委員	員	大澤康男君	委員	員	岸野康夫君
委員	員	島津智子君	委員	員	熱田喜信君
委員	員	鈴木克仁君			

欠席委員（1名）

委員	員	山本莊太郎君
----	---	--------

説明者

昭島市長　臼井　伸介、保健福祉部長　青柳　裕二、保険年金課長　久保田　富大、
保険年金課保険係長　古屋　泰大、保険年金課賦課担当係長　成田　紀子、
保健年金課保険係主事　降矢　祐輔

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 それでは、定刻を過ぎましたので、これから会議を始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。本日は年末のお忙しい中、またお寒い中を国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

これより令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を開始いたします。

はじめに、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局 事務局から机上の配布物についてご説明いたします。

(配布資料の確認)

○下田会長 ありがとうございます。

本日は保険医及び保険薬剤師代表の山本委員が欠席となっておりますが、定数に達しておりますので、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

◎会議録署名委員の指名

◎諮問 昭島市国民健康保険税の税率について

○会長 本日はお手元の次第によりますと報告事項の2件からの順番になってございますが、市長もお見えですので、先に議題にあります昭島市国民健康保険税の税率についての諮問から始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、諮問、昭島市国民健康保険税の税率について、これを議題といたします。

○事務局 それでは、ただいまから、臼井市長より諮問させていただきます。

(市長諮問読み上げ)

○会長 それでは、国民健康保険運営協議会といたしまして諮問をお受けいたします。

しかるべき時期に答申いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○市長 よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、ここで臼井市長よりご挨拶をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎市長挨拶

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、臼井市長におかれましては公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長公務のため退席)

○事務局 それでは、ただいまの諮問につきましては、事務局で写しを作成いたしまして、後ほど委員の皆様にお配りしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

なお、報告事項が終了し次第、事務局より今回の諮問につきましてご説明させていただきたいと思います。

それでは、会長、議事進行を引き続きよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま市長から諮問をいただきましたけれども、本来、昨年が税率の見直し等があるということで、皆さんのご意見をいろいろ伺いまして、基金もまだあるというところで活用をしながら、社会情勢を鑑みて税率を改定することなくという内容で答申をしたところでございますけれども、今回、また納付金の話がありまして、またさらに納付金が増えるのではないかと、係数がそれなりの係数になっているということですので、基金残高が本当にほぼなくなってしまうのではないかということも考えられますので、そのあたりの事情につきましては後ほど事務局から詳しい説明があるかと思いますので、それを踏まえ、諮問に対してご意見を皆さんから伺いたいと思います。

(1) 令和3年度昭島市国民健康保険特別会計決算について

○会長 それでは、日程に従いまして、令和3年度昭島市国民健康保険特別会計決算につきまして、事務局の報告を受けたいと思いますので、お願ひいたします。

○事務局 それでは、報告事項（1）令和3年度昭島市国民健康保険特別会計決算の状況についてご説明いたします。

お手元の資料1-1をご覧いただきたいと存じます。

(事務局より説明)

○会長 ただいま事務局からご報告がございました。

これにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたら受けたいと思いますが、どうでしょうか。

いかがでしょうか。

これは決算で、しかも議会でも承認されているという形にはなってございますけれども、令和2年度と比べてやはりコロナの診療控えというのが大分なくなったのかと、通常に近い

ような診療に近づいたのかというところで、いろいろな経費が増えているという点が目立つたところではないかと思うのですけれども、その中でも皆さんから何か気がついたことやご意見などありますか。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

(2) 令和4年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○会長 それでは、特にほかにご意見等はないようですので、次に、報告事項（2）令和4年度昭島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事務局から報告を求めます。

○事務局 それでは、報告事項（2）令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の状況と基金の状況についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧いただきたいと存じます。

(事務局より説明)

○会長 ただいま事務局から報告がございました。何かご意見、ご質問等ありましたらお受けいたしますが。

これも議会でも既に報告して認められているものですので、特によろしいですか。

(発言する者なし)

(1) 昭島市国民健康保険税の税率について

○会長 それでは、ほかにないようですので、次に議題であります昭島市国民健康保険税の税率について、諮問について移りたいと思います。

先ほど市長から諮問をいただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 先ほど諮問いたしましたので、諮問の写しを委員の皆様にお配りしたいと思います。

(諮問配布)

○事務局 それでは、先ほどの諮問につきまして、現在の状況等をご説明させていただきます。まず状況の前に、事業費納付金について若干ご説明させていただきます。

本日卓上にお配りいたしましたA4横の赤字でタイトルが記してございます「国民健康保険事業費算定の考え方」をご覧いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、2ページとなりますけれども、納付金は東京都が都の国民健康保険運営方針によりまして、国のガイドラインで示された算定方法を原則といたしまし

て国保事業費納付金、標準保険税率を算定いたします。区市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮いたしまして納付金を決定し、また、納付金を納めるために必要な標準保険税率を提示いたします。区市町村は徴収した保険税等を財源といたしまして、納付金を東京都にお支払いすることになってございます。

次のページですけれども、納付金は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にそれぞれ分けて算定いたしまして、合算額が当該区市町村の納付金額となってございます。

次のページで算定の考え方でございます。

まず、医療分の納付金の総額の算定ですけれども、こちらは東京都全体の医療給付費の見込みから前期高齢者交付金や国庫負担金などの財源を差し引きまして、東京都全体で集める納付金を算出いたします。その後区市町村ごとの所得の割合や被保険者数の割合、昭島市の割合となりますけれども、それと当該区市町村の1人当たりの医療費の水準によりまして調整を図り、各区市町村の医療費分の納付金額を決定いたします。

また、次の5ページ、6ページとなりますけれども、こちらは後期支援金分と介護納付金分ですけれども、医療費水準の調整がないものの、大体医療費の納付金と同じように算出されるものでございます。

次のページにまとめとして表でお示ししてございます。下段に記してありますとおり、所得水準が高い自治体には負担が高くなる傾向がございます。

次に、資料の3-1をご覧いただきたいと存じます。

こちらは本市の保険税率の推移でございます。近年では平成24年度、26年度、28年度と2年ごとに改定を行った後、平成30年度の広域化からは税率に関しては据え置いている状況でございます。広域化の前は、税率は各市町村で税収や国・都からの負担金や補助金、市からの繰入金によりまして保険給付費を賄っておりましたので、保険給付費に充てる歳入を鑑み税率を検討し、運営協議会の答申を受けまして決定しております。

広域化後は、先ほどの説明のとおり、納付金を納めるのに、赤字補填分の繰入金や標準保険税率を考慮いたしまして保険税率を検討するものでございますけれども、本市におきましては2年ごとの定期的な見直しを図る中、国民健康保険事業運営基金を効果的に活用することや一定の収納率を確保することによりまして、税率の改定を見送っている状況でございます。また、昨年度の検討の際は、納付金額の急激な増加がございましたが、いまだに継続している新型コロナウイルス感染症により市民生活の影響をできる限り軽減するという観点から基金を活用することにより税率の改定を見送った経緯がございます。

しかしながら、先ほど市長からもお話がありましたとおり、資料の3-2でご説明をいたしますけれども、来年度の納付金の仮係数が示された結果、今年度よりも2億円ほどの増額が提示されました。このことによりまして、2年ごとの見直しとなってございますけれども、答申の付帯意見にございます検討の前提が大きく変わった場合は2年ごとの検討期間に捉われることなく、敏速な対応を図り安定的な運営を努めるとあることから、今般、税率の見直しが必要かどうかを検討いたしたいと存じます。

それでは、資料3-2をご覧いただきたいと存じます。

まず、令和5年度納付金仮係数でございますが、医療分、後期支援金分、介護納付金分の合計額は36億1,031万4,271円で、前年度比、令和4年度比となりますけれども、1億9,900万9,998円の増額で、都内の増加率よりも若干低いものの、5.83%の増となってございます。

次の基金残高でございますが、先ほどの補正予算の中にもございました、基金の積立金が確定したことによりまして、今年度末の基金残高の見込額が4億939万3,000円となってございます。そして次の令和5年度当初予算見積額、今月12月5日現在の数値でございますが、歳入の合計額に基金の取崩し分が入っていない状況でございますが、約6億5,000万円の不足が生じている状況でございます。

下段となりまして、参考ではございますが、今年の10月末の調定ベースの数値でございます。仮に税収で賄おうとするならば、例えば①になりますけれども、1億円の税収増を見込むのであれば、1人当たり4,690円の増で改定率は5%、また、下段の⑤になりますけれども、2億円の増を見込むのであれば、1人当たり9,379円の増で改定率が10%となる試算でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の参考でございます。

まず、上段の令和4年度の税率の状況でございますが、本市の税率を26市平均と比べますと、所得割につきましては多少率が高いのですけれども、均等割額は500円ほど低くなっています。他の数値につきましては後ほどご覧いただければと存じます。

次に、標準保険税率の比較でございますけれども、所得割で4.23%、均等割で1万5,004円の乖離がある状況でございます。

次に、1人当たりの納付金でございますけれども、こちら過去2年分の確定係数を記してございますが、金額につきましては上昇しております。令和5年度仮係数では18万5,627円で、26市中ですと21位となってございます。また、納付金に基づく1人当たりの保険税ですけれども、こちらも上昇傾向でございますが、仮係数で16万6,640円、こちらも26市中19

位と、こちらも26市中では低い順となってございます。

ちなみに都内平均と比べましても納付金額とともに低い数値を示してございます。

事務局側の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま説明が終わりました。皆さんのはうでご質問、ご意見がございましたらお受けいたしたいと思います。

A委員。

○A委員 推移を見て、ここ何年も保険料が変わらずにいるということなので、もし市の自助努力でできることならば、今年もいろいろ配慮していただいて、今の保険料額を続けていただければ、ここで大分コロナの影響、ウクライナの影響で物価等値上がりして、年金は減っている状態でという形になっていますので、少しでも一律に、去年並みにしていただければ、市民としては助かるかなと思うのですけれども、そんなことを少しお考えいただければと思います。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○B委員 前回の増減をどうするかというときに、そのまま変えないということで、そのときには基金があった気がしたのですけれども、それが今、取り崩しなどをしてしまうと、不足が6億5,000万円、そうすると基金がなくなってしまうという、そういう話になってくるのだとすると、これはそのままではまずいのかなという気がしているのですけれども。

それと一つ質問ですけれども、令和4年度の基金残高ですけれども、令和4年度で積立て見込額と取崩し見込額というのは、これはないのに積立て見込額とか、そういうことは出さなければいけないのですか。これをゼロにして、こっちから引いて、そのまま取り崩しとしたらまずいのですか。計算は同じですけれども、この値を出さなければいけないという、そういうルールみたいなものがあるのですか。

○会長 2点ということでおろしいでしょうか。

○B委員 はい。

○会長 では、事務局から。

○事務局 基金残高の関係でございますけれども、この資料3-2の中ほどに現状を記載させていただいてございます。今委員がおっしゃったように令和3年度末につきましては6億6,258万8,000円ということで、今のご質問ですと、今年度の積立て1億8,380万5,000円と取崩し4億3,700万円、このあたりの扱いがほかのやり方があるのかどうなのかというような

ご質問かと思いますが……

○B委員 単純に、見込額ゼロにして、取崩し見込みから引いたら、それで現在高から引いたら、令和4年度見込額になるのだと思うのですけれども、見込額というのはゼロにしたらまずいのですか。ゼロで、見込額から取崩し見込額を引いたら、そうするとゼロ、積立てがゼロということはこれは大変だぞという危機感をもっと感じると思うのですけれども。

○事務局 まず、積立て見込額の1億8,300万円につきましては、先ほど第1号補正の関係でご説明をさせていただきましたけれども、令和3年度の決算を踏まえまして余剰金が発生したところでございます。その余剰金が発生した分のうち、国や東京都に補助金をもらっていますから、それを返さなくてはいけない部分が、資料2でいきますと歳出のところの9,800万円、これは国や都に返す分ということで補正を上げた。それ以外の残った部分、1億8,353万9,000円につきましては基金に積み立てますということで補正予算を組みましたので、まずは積立て見込額につきましては本年度も積み立てる方向になってございます。一方で、取崩し見込額4億3,700万円につきましては、令和4年度の当初予算を計上した際に歳入歳出のバランスを当然考慮するわけですけれども、基金を4億3,700万円取り崩すことによって歳入歳出の額を合わせているという形になりますので、仮にここの数字を一切取り崩しませんとなると、今年度の予算の中で4億3,700万円分が不足をしてしまう。

○B委員 それはそのとおりだと思うんです。だから最初の積立て見込金額というのは、そういう形でこれを出さなければいけないのは東京都に返さなければいけないということがある中で、こういうものを出してこないといけないというルールなのでしょうか。

○事務局 基本的にはそういうことです。

○B委員 それならいいです。ゼロにするわけにはいかないんですね。

○事務局 そうですね。少し説明が長くなっています申し訳ないのですけれども、今のような形で基本的には財政運営を行っていますので、その結果が今回はこういう数字になっていますというところでございます。

○B委員 もう一つ、前回、意外と基金があったような気がしていたんですね。

○会長 6億円、そうですね。

○B委員 それがすごく減ったような気がするのですけれども、東京都からの入ってくる金額というのは思ったよりも少なかったのでしょうか。

○事務所 東京都に支払う額が思ったより多かった。

○B委員 支払った額が思ったより多くなったというか。

○事務局 基金のお話ですけれども、6億6,200万円ということで、ここ数年間は大体1億5,000万円か2億円の間で積立てや取崩しを行ってきた経過があるのですけれども、今申し上げたとおり、今年度の東京都納付金が2億円上がってしまったことによって、それを補うために基金を2億円追加して今年度対応していると、そのような状況です。

○会長 確かに昨年話し始めたときはまだ6億円の基金がある、だからこの状況ではというところで言ったと思うのですが、その後に都への納付金の額が確定したときに、2億何千万円か増えたのではないか。そうすると6億円だったのがもう4億円になった。さらに今年度はそれよりもさらに増えて、2億円増える形になるので、この約4億円を取り崩さなければいけないという形になっているということですね。

○事務局 はい、前回ご報告をさせていただいたときは、先ほど説明がありましたけれども、平成30年度の国保の広域化以降、東京都の納付金は基本的にはずっと下がってきていたんです。なかなかそれが上がるだろうという想定には立っていなかったものですから、それが急遽、昨年度約2億円の引上げがあった。それはそれとして要因分析等をお願いはしたのですけれども、一方で、それが単年度の影響なのか、後年度まで続くのかというのが、前回ご報告をしたときには見込めない状況がございまして、単年度で令和4年度2億円の増だけで済むのであれば、本来の姿に戻って、例えば取崩し額が2億円程度で済むとするならば、令和4年度末4億円強ございますので、基金での対応というのももちろん念頭にはございました。今回改めて東京都が2年連続で約2億円ずつの増という形が示されましたので、ここで改めて基金の説明はさせていただきますけれども、単純にこの資料の数字だけ見れば、なかなかそれだけだと立ち行かないという状況に至っていると、そのような状況でございます。

○会長 ほかにどうでしょうか。

どうぞ。

○C委員 まさに経営の話だと思うんですよね。一般企業と同じように保険財政も経営だと思うので、来年度だけという話をするのかという話だと思うんですね。私は健保組合ですから、当然これから高齢者医療がますますかさむのは想定内で、料率の引き上げをしなければいけないと言ったときに、来年度単年度を見て上げましょうか、上げませんかという話は我々では通用しなくて、中期経営計画として少なくともここ3年、5年、どういうレベルで負担金が上がっていくのか。それによって、貯金をどうやってうまく使っていくのか。そしてある程度負担を皆さんに求めなければいけないタイミングが必ず来ると思うんです。そのタイミングと預金のバランスをどう考えていくのかと思いますので、やはり将来的な持続可

能な姿としてどうあるべきか、どう望ましい姿なのかというのを一度検討した上での来年度の話なのかなと私は思います。

○B委員 都に2億円ずつ増えているというのは、これは今都の財源もかなり厳しくなってきているのだと思うのですけれども、これはみんなコロナのせいという考え方でいいのですか。給付金とかいろいろなものを出していて、お金がなくなってきたという。

○事務局 納付金が上がっている根本的なところは、東京都の全体の保険給付費の増加でございます。その保険給付費を払うために、今回、令和5年度東京都全体で払うものを5年度納付金として算定しまして、それを東京都に納める。その納めたものが給付すれば普通交付金で戻ってくる。その普通交付金の財源の原資として納付金を支払っているもので。

○B委員 だから、その納付金が増えているというのは、もともと東京都はいろいろと財源があるのかなと勝手に思っていたのですけれども、これが急に今コロナ禍でいろんな医療の話だけではなくて、いろんなものに使っていますよね。だからなくなってきたというところも原因になっているのですか。

○事務局 基本的には今おっしゃったように国や東京都から一定の財源が投入されているわけですけれども、何かが本年度から下がったことによって、納付金を引き上げて、市町村、対応してくださいという状況ではないと見てています。今課長が説明したとおり、東京都全体の医療費の推移を見ながら、それが少し膨らみつつあるので、各自治体で一定の負担をしてくださいというのが今のところ説明を受けている中ではそういう状況かと思っています。

○B委員 でも、それにしても東京都というのはかなり財源があったような……

○事務局 東京都の場合は特別会計を持っていまして、その会計の中でやっていますので、別のところと一線を画している状態ですので、当然お金が入ればいいのですけれども、都もそのまま特別会計の中で基金を設けておりまして、最近そこから取崩しというのではないのですけれども、令和3年に一旦取り崩して納付金を抑制する部分もありますが、そういう特別会計の中で運営しておりますので、全体の中とは考え方といいますか、出方が若干違うという印象があります。

○会長 先ほどC委員からもありましたけれども、今の社会保険もかなり赤字額が増えている、ということがたびたび問題になってきているところで、その中ではやはり医療給付で、東京都は特に高度医療がかなり多いこともありますし、何かの記事で読んだ中では1億円を超える医療費がかかっていたのが10件以上あったという報道もありますので、そういったところも、それが多分都内で割り戻して、その係数によって納付金に反映してくるのかなと

いうこともあるんじやないかと思うんですね。ですけれども、やはり国民健康保険の運営ということを考えれば、お金がない中で市が払うということは当然できませんので、その点を皆さんから、意見をいただいて、どのように運営をしていくかというところを見られればと思うのですけれども、いかがですか、ほかにもご意見。

これだけではなくて、国民健康保険で市からの繰入金を減らすような計画もつくったと思うのですけれども、それも守らなければいけないというところもあるかとは思うのですけれども、その点も踏まえてどうしていかなければいけないかというところを、D委員、何かありますか。

○D委員 交付金で戻ってくるというのは仕組みが分からないのですけれども、どういうことなのでしょうか。税で払った分が交付金で戻ってくるとおっしゃったのですけれども。

○事務局 東京都に収める納付金というものがありますて、これは例えば昭島市の保険給付、7割、8割を納めると、それについては、昔は市の中で税から賄っていたのですけれども、今は給付した分は全て東京都から普通交付金として戻ってくることになっているのです。その普通交付金を東京都に収めるための原資といたしまして、各区市町村が納付金を納める。その納付金を納めるために各市が保険税で頂いて、また補助金等を頂いて、それの中から納付金を納める。その納付金から、各区市町村が給付した分を交付金として頂く、そういう流れでございます。

○事務局 簡単に言いますと1回東京都が各市町村から全部お金を集めて、それを東京都が再分配をするという、そんなイメージです。

○D委員 なるほど。

○C委員 今の話ですけれども、それは2年後に精算になるのですか。

○事務局 精算は翌年度、今回の補正の先ほど説明のあった1号の中で東京都の返還金ということで、多く都に収めた分です。

○事務局 毎年、翌年度に精算をしているという流れです。

○会長 どうでしょうか、ほかに。

○A委員 難しいことは分からないのですけれども、一般市民としては。ただ、僕らが前々から、こういう大きいものではなくて、市としての保険料の滞納という問題もありますよね。それも様々に努力していただいて、ゼロには近づいているとは思うのですけれども、その辺のもう少し取り込みというのですか、そういうことをしていただいて、なるべく保険料を上げないように維持していっていただければ、一市民としては助かると思うのですけれども。

○事務局 保険税の徴収率の話かと思うのですけれども、そこはやはり、今回こういう事態に至ったからということではなくて、これまでにもしっかりと公平性の担保という部分から徴収率の向上に向けた取組は継続して実施をしておりますし、今後につきましても、今ご指摘の視点も踏まえてしっかりとやっていかなくてはいけないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 ほかにいかがでしょうか。特にありますか。

○E委員 まだいろんなご意見があるとは思うのですが、仮にですけれども、税率を改定されるとなると、その税率の見込みというか、その率がどのくらいを見込まれるのか、そういうふたものは具体的に検討されていますか。

○事務局 先ほど資料3-2に、参考という形で、例えば1億円を税で引き上げるとするならばということで、資料としてはおつけをしてございますけれども、不足する分を何によっても、例えば、全部を税に転嫁をしていきましょうということであれば、例えば4億円足りないとなれば、4億円を税に転嫁するには何%、割り返せばいいのかという話ですけれども、あと例えば26市の、同様に今年度から東京都の納付金が引き上げられて、昭島市は2億円と申し上げましたけれども、各市もそれなりに引上げはされていまして、本市同様、対応に苦慮を大変しているところでございます。その今年度の対応状況を見ますと、本市は基金が一定程度ありましたが、基金で対応しているところでございますけれども、基金があまりないところは自治体としては多いものですから、そういうところは税に転嫁をして引上げをして対応したところも一部ありますし、引上げ分を全て税に転嫁して引上げをして対応するというのは非常に影響が大きいものですから、税の引上げだけでは難しいということで、市の一般会計からの繰入金などを増額して対応したというような自治体も今年度については多くございます。どういう手法をとるかによって、例えば税で全部いくとなるのか、では半分は一般会計から少し資金を投入して、なるべく上昇幅を抑えるのか、そういう考え方によって少し見直しをするにしても数字としては変わってくると思っています。

一番多いのは今申し上げた中で市の一般会計からある程度投入しながら対応していくというのが、今年度については26市を見ると多い状況でございます。

○事務局 その他繰入分を増額しているのが18市ございまして、その中で改定しているのが11市、11市中改定はしておりますけれども、やはり増の幅が大きいので、例えば被保険者に転嫁することができませんので、ある程度の保険税率を改定してもなお不足するので、その他繰入れのほうで賄っているところが11市ございます。

○事務局 11市は両方のスキームを使いながら対応し、7市については単純に保険税を値上げして対応しております。

○事務局 いえ、あの7市については保険税改定なしで、全てをその他繰入金等で賄っています。

○事務局 一般会計からの繰入金だけで対応したというのが7市ある、そのような状況です。

○E委員 各市いろいろ状況がおありだとは思うのですが、昭島市も昭島市の状況があるとは思うのですが、全てを賄うわけにはさすがにいかないということもありながら、昭島市としては2期上がっていないわけですよね。ですので、コロナ禍もいろんな規制が解かれる中、世界を見渡すといろんなことが今取りまいていて、物価が上がったり、一市民としては、できるだけ何とかならないかと、個人的にも当然思うのですが、ただ、そういう流れを鑑みると、やはり多少なりとみんなの努力が必要なのではと感じます。ただ、それを全て賄うわけには、当然、部長さんがおっしゃったとおり、いろんなところから財源をできる限りのことをしていただいた上で、我々も努力をすべきと今でも思っているところであります。

○会長 では、税も少しは上げて、繰入金についても頑張ってもらうと。それで基金をある程度確保した中で合わせるという考え方でもいいのではないかということですね。

○E委員 より具体的な話はきっとこれからになってくるかとは思うのですが、そういうところで皆さんのご意見を頂戴しながら、税率が皆さんのご納得いくあたりで収まるといいというのが今の私の考え方です。

○会長 ほかに、いかがですか。

○C委員 一般会計からの繰入れというのは、原資は固定資産税とかたばこ税、いろんな税の種別は関係ないですか。どこから繰り入れても構わない、色はついてないという理解でいいですか。

○事務局 基本的にはそういうことです。

○C委員 国保の税を上げるということは直接被保険者の方には跳ね返ってきますけれども、一般会計から繰り入れるということは、そのほかの被用者保険の方への理解が当然必要になるので、そこのバランスは市のほうでうまく考えていただかないといけないと思います。

○会長 どうぞ、F委員。

○F委員 では、私から、副会長という立場ですけれども、少し意見を述べさせていただきます。

この保険税率の改定というのは2年おきに行うという申し合わせ事項で今まで運用してき

た。ところが、今回それを早めて、1年早めてということは、昭島市としても事の事態を相当深刻に考えているのだろうとまずは理解いたします。

それで、保険給付費というのは、ある程度我々の保健事業等でそれなりに何とかできる部分というのもあるのですけれども、納付金というのはとにかく東京都から数字が示されたらそのとおり出さなければいけない、その数字が来てみなければどうなるか分からぬ。この数字も例えば向こう5年間くらいの見込みを東京都が示してくれるのならともかく、毎年いきなり突然来年分がやってくる。こういう状況の中では毎年毎年、ある程度場当たり的な対応もやむを得ないという気がします。だから、仮に今年度上げた、そして来年度、納付金がもしかしてがくっと下がったということもあり得るわけで、そうしたら、その時点では今度は下げる議論というのもまた必要になってくるという気もしています。

もう一つ、どうなるか分からぬのですけれども、ちょうど団塊の世代と呼ばれる人たち、私もそうですけれども、今年から後期高齢者にどんどん移行しています。後期高齢者、それによって昭島市の、昭島市に限りませんけれども、被保険者は減ります。税収も減ります。ただ、保険給付費もそれなりに減る。しかし、その分、後期高齢者の医療に跳ね返って、それが納付金にまた跳ね返ってくる。はっきり言って将来の見通しも分からぬと思うんですね。そういう中では先ほど言いましたとおり、長期的な見方も必要ですけれども、どこまで長期計画を立てても、それがそのとおり推移するかというのは分かりませんので、先ほど言ったとおり、ある程度1年先、2年先くらいを見た場当たり的な対応も必要ではないかなと個人としては考えております。

以上でございます。

○事務局 確かに後期支援金分は、昨年、今年も上がっている、その辺は団塊の世代の方が後期に移行しているということを考えまして、後期の人数分で上がっていく。

また、保険給付ですけれども、こちらは当然被保険者が減少していれば減るだろうという感覚を持っているのですけれども、実際、令和3年度は本市の決算で多少なり人は減っています、給付は上がっているんです。どういうものなのかというところで、特に東京都全体ではどういうことなのかということに問合せをしているのですけれども、被保険者数は下がっていますので、1人当たりの保険給付分等は、医療費分は上がるのは当たり前ですが、そこで掛け算をしてもどういうわけか前年よりも上がってしまっていると、そういう逆転的な状況なので、恐らくコロナも少し関わっているということは東京都もおっしゃっていますけれども、やはり副会長がおっしゃるとおり先が見えないというのが正直なところでございます。

○会長 本当に非常に難しい問題で、皆さんからの意見も、やはり両方に分かれているというところでございますが、今日は市長さんから諮問が出されて、皆さんも直接こういった基金の現状とか、そういうものも今日初めて詳しく分かってきたというところもございますので、また次回、皆さんこれをお持ち帰りになっていただいて、どう対応をとればいいのかということをもう一度考えていただいて、次回のときにある程度方向性を出していけたらと思っているのですけれども、そのような流れでよろしいですか。

なかなか非常に難しいことなので、そう簡単には意見としても、これを見ただけですぐ出せと言ってもなかなか難しいと思いますので、その点は今日の資料を見ていただきながら、もう一度考えていただいて、次回また意見を頂戴して、そこである程度の方向性が出せたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、一応議題につきましては、次回またご意見を伺いたいと思います。

◎その他

○会長 それでは、次に、4のその他に移ります。

事務局から何かございますか。

○事務局 それでは、今後の日程についてご説明をさせていただきます。

第3回の運営協議会につきましては12月23日の金曜日を予定いたしております。開催通知につきましては後日郵送させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上になります。

○会長 ありがとうございます。

◎閉　　会

○会長 それでは、以上をもちまして本日の会議を終わりたいと思います。

誠に寒い中、また、難しい問題が出た中で大変ご協力ありがとうございました。また、次回23日の際にはぜひ活発な意見を出していただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後　2時　分)